

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

ページ

- 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定【  
環境局環境監視部環境保全課】 2835

北九州市告示第402号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定する。また、土壤汚染対策法第15条第1項に規定する形質変更時要届出区域の台帳は、北九州市環境局環境保全課及び北九州市立文書館に備え付ける。

平成25年10月17日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 形質変更時要届出区域の所在地  
北九州市門司区片上海岸95番15の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称  
鉛及びその化合物